【発行：栄経営労務管理事務所】

*従業員のみなさまへ、労働法令・施策などを分かりやすくお伝えします！*

　「新たな学び」でスキルアップ！キャリアアップ！

急速かつ広範な経済・社会環境の変化もあり、厚生労働省では令和４年６月「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」を策定し、働く方の自律的・主体的かつ継続的な学びを推進しています。

今回は、表面で**「新たな学び」の場の代表例として『マナビＤＸ』『在職者訓練』『職業実践力育成プログラム』**、裏面では**「新たな学び」に関する代表的な施策として『教育訓練給付金』『キャリアコンサルティング』**をご紹介します。

⓵デジタルスキルが学べるポータルサイト「マナビＤＸ」

「マナビ DX（デラックス）」

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

**デジタルスキル**を学ぶことのできる学習コンテンツが**基礎的なものから実践的なものまで掲載されたポータルサイト**です（照会先：経済産業省）。

特　徴

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

●**すべての社会人が身に付けるべきデジタルスキル**を示した「ＤＸリテラシー標準」を掲載。

●「まずはＤＸについて知りたい方」「理解を深めたい方」「キャリアアップに役立つスキルを身に付けたい方」や「企業の研修に活用したい方」を対象として、**幅広いコンテンツを提供**。

●クラウド、セキュリティ、経営戦略等の**カテゴリーで絞り込んで検索することが可能**。

●講座ごとに習得できるスキルや**必要とされる前提知識、受講期間、費用の有無などが記載**。

②ポリテクセンター等における「在職者訓練」

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

企業の生産現場で働く在職者が抱える課題解決のため、生産性の向上や業務の改善、新たな製品の創造に必要な専門的知識及び技能・技術を習得する職業訓練です。

**全国各地にある「職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）」**や職業能力開発大学校・職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）において実施されています。

特　徴

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

●短期間（２～５日間）の日程で、平日の昼間を中心に土曜、日曜、夜間など**幅広い訓練時間帯**で実施。

●**機械系、電気・電子系、居住系の“ものづくり分野”を中心**として、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの、実習を中心とした訓練コースを体系的に実施。

③職業実践力育成プログラム

実践的・専門的なプログラムとして、文部科学大臣が認定したもの。

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

文部科学大臣が認定した、**大学・大学院・短期大学・高等専門学校**における、主に**社会人を対象としたニーズに応じた実践的・専門的なプログラム**です。

特　徴

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

●**関連分野の企業等の意見を取り入れている**ため、対象とする**職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得**できるカリキュラム。

●**「中小企業活性化」「ＤＸ」「医療・介護」「ビジネス」「女性活躍」など**のさまざまなテーマ。

●主に**実務家教員や関連企業等と連携した授業やグループ討論、フィールドワーク**等の科目で構成された実践的・専門的な授業。

●社会人が受講しやすい環境を整備**（週末・夜間開講、集中開講、ＩＴ活用等）**。

裏面は「教育訓練給付金」「キャリアコンサルタント」

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

●訓練実績などの**一定の要件を満たしたものは「教育訓練給付制度（裏面）」の受給対象**。

　表面③「職業実践力育成プログラム」や以下のような「厚生労働大臣の指定を受けた講座」を受講した場合に、**訓練受講開始日において雇用保険被保険者※１**などの条件に加え、さらに**所定の条件※２を満たしていれば『教育訓練給付金』**を受給することができます。

●教育訓練受講費用の一部が助成「教育訓練給付金」

※１：雇用保険の「一般被保険者」「高年齢被保険者」「短期雇用特例被保険者」

※２：支給要件期間が３年以上あること。支給要件期間とは、教育訓練の受講を開始した日時点の、雇用保険被保険者として雇用された期間。ただし、初めて受給する方は、以下の給付内容「A」「B」は１年以上、「C」は２年以上。

資格・講座の主な例　※その他対象講座は、厚労省サイト「教育訓練給付講座検索システム」で検索！

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

**●輸送・機械運転関係：**大型自動車第一種・第二種免許、移動式クレーン運転士免許　など

**●情報関係：**Webクリエイター能力認定試験、Microsoft Office Specialist　など

**●専門的サービス関係：**中小企業診断士、キャリアコンサルタント　など

**●事務関係：**TOEIC、TOEFL、建設業経理検定、簿記検定試験（日商簿記）　など

**●医療・社会福祉・保健衛生：**介護職員初任者研修、保健師、保育士、精神保健福祉士、臨床工学技士　など

**●営業・販売関係：**インテリアコーディネーター、宅地建物取引士資格試験、調理師　など

**●技術・農業関係：**建築士、自動車整備士、電気主任技術者試験、測量士補　など

**●その他：**修士・博士、職業実践専門課程、専門職学位課程、職業実践力育成プログラム　など

給付内容　※「Ａ」～「Ｃ」のどれに該当するかは、厚労省サイト「教育訓練給付講座検索システム」で検索！

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

Ａ　一般教育訓練：**教育訓練経費の２０％に相当する額（上限１０万円）が助成**

訓練を修了し、受講者本人の住所地を管轄するハローワークに、所定の書類を「修了した日の翌日から起算して1か月以内」に提出することにより給付されます。

Ｂ　特定一般教育訓練：**教育訓練経費の４０％に相当する額（上限２０万円）が助成**

研修受講日前に訓練対応キャリアコンサルタントによるコンサルティングを受ける等の所定の手続き（受講開始日の１か月前まで）を経た上で、訓練を修了し、受講者本人の住所地を管轄するハローワークに、所定の書類を「修了した日の翌日から起算して１か月以内」に提出することにより給付されます。

Ｃ　専門実践教育訓練：**教育訓練経費の５０％に相当する額（年間上限４０万円）が助成**

※資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合は、さらに２０％が追加支給

研修受講日前に訓練対応キャリアコンサルタントによるコンサルティングを受ける等の所定の手続き（受講開始日の１か月前まで）を経た上で、訓練受講中、受講者本人の住所地を管轄するハローワークに、所定の書類を「受講開始日から６か月ごと」に提出することにより給付されます。

詳しくは「教育訓練給付金　厚生労働省」で検索！

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

＜ポリテクカレッジ＞https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

ポリテクセンター等における

在職者訓練

●「キャリアコンサルティング」を受けてみよう！

**「キャリアコンサルティング」**とは、**労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談**に応じ、助言及び指導を行うことをいいます。

　そして、キャリアコンサルティングを行う専門家を**「キャリアコンサルタント（国家資格）」**といいます。

～キャリアコンサルタントを探すときは？「キャリコンサーチ」～

　キャリアコンサルタント検索システム**『キャリコンサーチ』**は、キャリアコンサルタントを探したい企業担当者や個人等の利用者が、全国にいるキャリアコンサルタントを検索することができるシステムです。

　**「対応エリア」「対応可能業務」「所持資格」「得意分野」「相談方法」等の検索条件をかけ、利用目的に合うキャリアコンサルタントを探す**ことができます。

厚生労働省調査では、キャリアコンサルティングで役立った内容は**「仕事に対する意識が高まった」**とする割合が多く、正社員では**「自分の目指すべきキャリアが明確になった」「自己啓発を行うきっかけになった」**、正社員以外では**「現在の会社で働き続ける意欲が湧いた」**等があげられています。

**「新たな学び」でスキルアップ！キャリアアップ！**　発行：栄経営労務管理事務所